

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例について

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例

岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の表岐阜県指定管理者審査委員会の項中「岐阜県指定管理者審査委員会」を「岐阜県指定管理者制度等運用委員会」に改め、「事項」の下に「及び県有施設の有効活用のための事業に関する事項」を加え、同表岐阜県施設等有効活用事業審査委員会の項を削り、同表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」の下に「その他の国際約束」を、「となる県」の下に「及び県が単独で設立する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）」を加える。

附 則

- 1 この条例中別表一の表岐阜県指定管理者審査委員会の項の改正規定及び同表岐阜県施設等有効活用事業審査委員会の項を削る改正規定は平成三十一年四月一日から、同表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表一の表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に申し立てられる苦情について適用する。

提 案 説 明

県有施設の有効活用のための事業に関する事項についての調査審議に関する事務を岐阜県指定管理者審査委員会の所掌事務とする等のため、この条例を定めようとする。